清和大学GPA制度に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、清和大学試験及び成績評価規程第24の2第2項の規定に基づき、本学における履修科目の成績の評価平均値を算出する制度（以下、GPA制度という）の運用について必要な事項を定め、成績評価に係る客観的指標の設定・公表、成績分布状況の把握及び教員のきめ細かな履修指導を通じて、学生の学修意欲の向上を図るとともに、学生に対する適切な修学指導等に資することを目的とする。

（成績評価及びGP）

第２条　履修科目の成績の評語（素点範囲）と各評価に与えられる数値（以下GPという）は次表のとおりとする。

評語（素点範囲）	GP
S（100点 ～ 90点）	4
A（89点 ～ 80点）	3
B（79点 ～ 70点）	2
C（69点 ～ 60点）	1
D（59点 ～ 40点）	0
E（39点 ～　0点）	
F（評価不能）	

（GPAの種類と算出方法）

第３条　GPAの種類及びその主旨は、以下の各号に掲げるとおりとする。

一　学期GPA　当該学期における学修の状況及び成果を示す指標

二　学年GPA　当該学年における学修の状況及び成果を示す指標

三　累積GPA　在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標

２　GPA算出の計算式は、次の各号に掲げるとおりとし、算出された数値に小数点以下3位がある場合は、小数点以下3位の値を四捨五入するものとする。

一　学期GPA算出の計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{（当該学期の履修登録科目の単位数×当該科目の GP）の総和}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

二　学年GPA算出の計算式

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{（当該学年の履修登録科目の単位数×当該科目の GP）の総和}}{\text{当該学年の総履修登録単位数}}$$

三　累積GPA算出の計算式

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{（在学全期間の履修登録科目の単位数×当該科目の GP）の総和}}{\text{在学全期間の総履修登録単位数}}$$

（GPA対象授業科目）

第４条　GPA算出の対象は、卒業要件に算入できる全ての授業科目とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目については、GPA 算出の対象外とする。

一　教職課程科目

二　キャリアセンター開講授業科目

三　外部団体等における研修についての単位認定科目

四　他大学又は短期大学で履修した単位認定科目

五　短期大学又は高等専門学校の専攻科で履修した単位認定科目

六　その他、法学部長が指定した科目

（GPA対象科目の履修登録の取消し）
第５条　GPA対象科目についても、清和大学履修規則第10条の2の定めるところにより、その履修登録を取り消すことができる。
２　削除
３　削除

（必修科目の再履修の取扱い）
第６条　第２条に規定する「Ｄ」「Ｅ」及び「Ｆ」と評価された授業科目のうち必修科目については、その後の再履修によって得た評価及び単位数はGPAの算出にあたりこれを算入するものとし、当該科目の過去に得た評価は学年GPA及び累積GPAの算出にあたりこれを除外するものとする。

（GPA 算出期日の取扱い）
第７条　GPAの算出は、学期ごとに指定された成績報告締切日までに確定した成績に基づいて行う。

（GPAの成績原簿等への記載）
第８条　成績原簿には、学期GPA、学年GPA及び累積GPAを記載する。
２　成績証明書には、累積GPAのみを記載する。

（GPAの活用）
第９条　本学においては、GPAを教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学修支援、学生生活支援等に活用するものとする。

（改廃）
第10条　この規則の改廃は、教学委員会、学長室会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附則
１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
２　この規則適用の前日までに在学していた者については、本規則にかかわらず、なお、従前の例による。
附則
この規則は、令和５年４月13日から施行し、令和５年４月１日から適用する。（令和５年４月13日教授会「第５条第１項」改正、「第５条第２項、第３項」削除）